

長崎市地域クラブ活動指針

長崎市教育委員会
長崎市市民生活部
令和8年4月1日改訂

目 次

◇ はじめに	… 1
1 これまでの地域展開に関する国・県の動向・取組	… 2
2 長崎市における学校部活動の現状と取組	… 4
3 休日の部活動の地域展開推進計画	… 6
(1) 休日の部活動の地域展開スケジュール	… 6
(2) 休日の部活動の地域展開形態	… 6
(3) 年度ごとの具体的な進め方	… 7
(4) 休日の部活動の地域連携や地域展開の段階的推進	… 9
4 地域クラブ活動の運営	… 10
(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	… 10
ア 地域クラブ活動	… 10
イ 運営団体・実施主体	… 10
ウ 指導者	… 11
エ 適切な指導の実施	… 11
オ 適切な休養日等の設定	… 11
カ 活動場所	… 12
キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理	… 13
ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	… 14
ケ 事故の対応と保険の加入	… 14
(2) 学校との連携等	… 15
(3) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	… 15
ア 大会等への参加の引率	… 15
イ 大会運営への従事	… 15
ウ 大会の参加	… 16
エ 大会等の安全確保	… 16
オ 大会等の在り方	… 16
5 長崎市認定地域クラブ活動指導者登録制度	… 18
6 長崎市認定地域クラブの認定	… 20
(様式1) 「長崎市認定地域クラブ活動認定申請書(兼誓約書)」	… 22
(様式2) 「長崎市認定地域クラブ認定要件確認書」	… 23
(様式3) 「長崎市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書」	… 25

◇はじめに

- 学校部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、校長の管理下で、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、学校部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が多様な活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことが指摘されている。
- しかしながら、本市においても少子化・学校の小規模化が進んでおり、部員不足や、専門的な指導力を有した教職員数の減少により、これまでのような体制で学校部活動を継続していくことが難しくなっている状況があり、これらの課題は学校現場だけで解決することが困難である。
- 本市においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- このような中、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン」を発出し、令和5年3月に県教育委員会が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を示した。これを受けて、令和6年に「長崎市地域クラブ活動指針」を策定した。
- スポーツ庁及び文化庁に令和6年8月に設置された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の「最終とりまとめ」を受けて、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定された。その中で、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と位置付け、休日の部活動は、令和13年度までに原則地域展開の実現を目指すことや、平日の部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進すること。また『地域移行』から『地域展開』へ名称を見直すこと等が示された。今回、それを受けて本市の指針を新たに改訂するものである。
- 本市では、本指針に基づき、まずは休日の学校部活動について、令和9年度の新体制になる時期からの地域クラブ活動への完全移行を目指し、学校や地域の実情等にも十分に配慮しながら、段階的な展開などの環境づくりを図り、環境の整ったところから地域連携・地域クラブ活動への展開を進めていくこととする。

1 これまでの地域展開に関する国・県の動向・取組

○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

(平成30年3月スポーツ庁)

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

(平成31年1月中教審答申) 抜粋

地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わりえる質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

教職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

(令和2年9月) 抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

○「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」 (令和4年6月)

平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
(令和4年12月)

部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域移行に取り組み、学校、地域の実情に応じて進めていく。

○「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」
(令和5年3月)



○「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(令和7年12月)

地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更

①改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。
- 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

②取組方針

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

【平日】

- 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施。

※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。



○「長崎市地域クラブ活動指針」（改訂版）（令和8年 月）

《主な内容》

- ・国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブの認定を行う仕組みを構築
- ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者が指導を行う「指導者登録制度」の構築

2 長崎市における学校部活動の現状と取組

(1) 現 状

長崎市には、令和7年度において36中学校に8,103人が在籍している。18種目の運動部活動と11の文化部活動があり、約68%の5,486人が部活動に加入している。近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。

そのため

- ・部員不足で大会に参加できない。満足のいく活動ができない。
- ・学校に希望する部活動がない。部員数が少なく休部または廃部の危機に直面している部もある。
- ・競技経験や指導経験のない教職員が、顧問として指導している場合もあり、生徒が専門的な指導を受けられない。
- ・部活動指導にあたる教職員の働き方改革

などの課題がある。

(2) 目指す姿

(1)の現状を踏まえ、本市における生徒のスポーツ及び、文化芸術における目指す姿を以下のとおりとする。

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保する。
- 地域に持続可能なスポーツや文化芸術活動の環境を整備し、全ての子どもたちに多種多様な活動機会を確保する。

(3) 今後の方向性

(2)の目指す姿を実現するために、本市の今後の方針及び方針に向けての進め方を以下のとおりとする。

「方 針」

国は、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要とし、令和13年度までの改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すとしている。

国の方針に則り、長崎市においては、令和9年度の新体制になる時期に、休日の部活動の地域展開を目指すこととする。

また、各種課題を解決しつつ国の動向も注視しながら、地域の実情等に応じ、可能な範囲で順次、平日の部活動も地域展開を目指す。

「方針に向けての進め方」

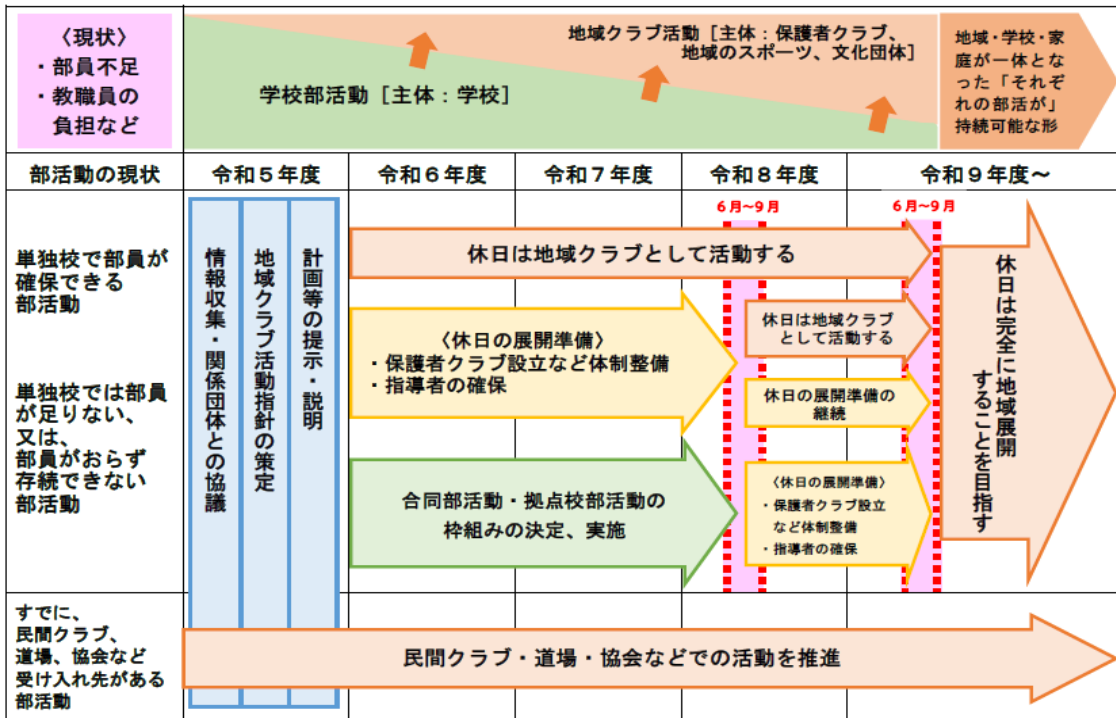
ア 部員数が十分な部活動は単独で地域クラブへの移行を進める。

イ 単独では部員が不足している、または、活動が低調で存続できない部活動は、令和8年度までは、合同部活動などの地域連携を進め、活動の母体を大きくし、令和9年度の新体制になるときに地域展開を進める。

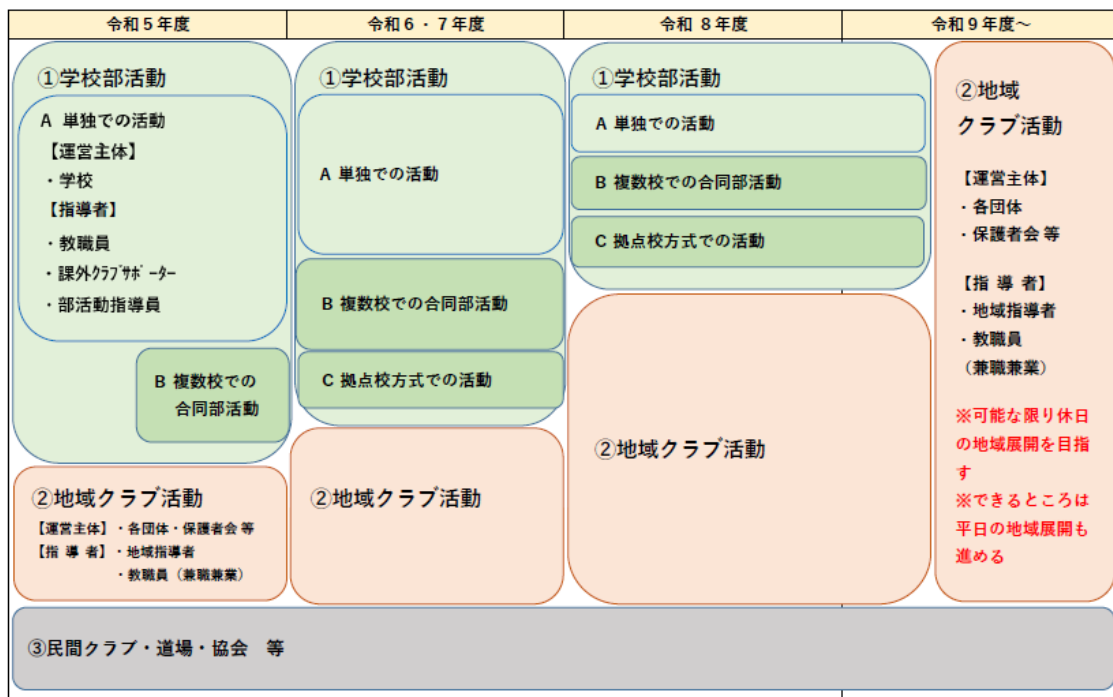
ウ すでに民間クラブ、道場、スクールなど生徒の受け入れ先がある部活動は、それぞれの団体での活動に移行することを含めて検討を進める。

3 休日の部活動の地域展開推進計画

(1) 休日の部活動の地域展開スケジュール



(2) 休日の部活動の地域展開形態（イメージ）



(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和5年度】※実施済み

「行政」

- ・学校、保護者、指導者等へ説明会を実施。（市の方針、スケジュール等の周知）
- ・休日の地域展開に向けて、課外クラブサポーターと教職員の意向確認を行い、指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員については兼職兼業を進める。）
- ・受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供を行う。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・単独で部活動を実施。単独での活動が難しい部については、地域連携で合同部活動を検討する。
- ・環境や条件が整った部については、休日の地域展開を進める。その際の運営主体は保護者会、指導者、地域のスポーツクラブ等、多様なものが想定される。
- ・平日の地域展開については、可能であれば進めていく。

【令和6～7年度】※実施済み

「行政」

- ・地域連携（合同部活動・拠点校部活動）について、必要なところを進める。
- ・地域クラブの立ち上げに際して、地域クラブ運営の手引きやFAQで支援を行う。
- ・指導者については、県・市のエントリーシステムの活用や各種団体等と連携し、指導者の確保に努める。（希望する教職員の兼職兼業も含む）
- ・小学校該当学年の児童・保護者向け説明会と、アンケートの実施。
- ・全中学校を訪問し、部活動の現状等について情報交換を実施。
- ・各中学校の新生説明会で、部活動地域展開の周知を図る動画を放映。

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・単独で学校部活動を実施、単独での活動が難しい部は合同部活動を実施。
- ・拠点校部活動を希望する生徒については、活動の場の確保に努める。
- ・環境や条件が整った部については、休日の地域展開を進める。
- ・地域展開に備えて、地域クラブ活動の「運営主体」を事業者や団体等に依頼をするか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択する。
- ・平日の地域展開については、できるところから可能であれば進めていく。

【令和8年度】※国の改革実行期間（前期：令和8～10年度）

「行政」

- ・令和9年度の休日の部活動の地域展開の実現に向けて、学校、部活動を個別に訪問する。
- ・指導者がいない場合について、地域の人材を探すとともに、県・市のエントリーシステムの活用や各種団体等と連携し、指導者の確保に努める。
- ・各部活動が策定した地域展開実施計画に基づき、進捗状況を確認しながら指導・助言を行う。
- ・部活動指導員の在り方について検討を進める。
- ・指導者の質の向上を目指し、資格取得等について支援を進める。

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・各部活動は、運営主体について受け皿となる団体等があれば活用を図る。受け皿がない場合は、保護者会が中心となって地域クラブを立ち上げる準備を進める。
- ・各部活動ごとに地域展開実施計画を作成し、計画的に準備を進める。
- ・地域連携を行っている部活動は、休日の地域展開の準備を進める。
- ・休日の地域展開が完了したクラブは、平日の地域展開について検証を行い、できるところから可能であれば進めていく。

【令和9年度～】

「行政」

- ・1・2年生の新体制になる時期（6月～9月）からの休日の地域展開に向けて、各部活動と最終調整を行う。
- ・休日の地域展開後の活動報告、現地調査などによりフォローを行う。
- ・平日の地域展開について、休日の取組進捗状況を検証し、国の動向を見極めながら実施に当たって課題を整理する。

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・各部活動は地域展開実施計画に基づき、3年生が部活動を引退し、1・2年生の新体制になる時期（6月～9月）からの休日の地域展開を目指す。
- ・休日の地域展開が完了したクラブは、平日の地域展開について検証を行い、できるところから可能であれば進めていく。

(4) 休日の部活動の地域連携・地域展開の段階的推進

令和9年度の休日の部活動の地域展開に向けて、単独での活動が困難な部活動については、団体種目を中心に暫定的に地域連携を進めていくこととする。令和9年度の新体制になる時期の、休日の地域展開を目指して進めるが、平日も含めた地域展開が完了するまでは、学校部活動（単独の活動・合同活動・拠点校部活動）と地域クラブが併存することになる。

【地域連携】（学校部活動）※地域展開までの暫定的な取組

○合同部活動（近隣の複数校で種目・活動ごとに合同で実施）

- 近隣の学校間において、単独での活動が難しい部活動で合同活動実施
- 指導者：教職員、地域の指導者（課外クラブサポーター含）、部活動指導員
- ・運営主体は学校。合同での活動が可能な学校（部）を選定し、休日（可能であれば平日も）の活動を合同で実施

○拠点校部活動（在籍校に部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れる）

- 学校部活動に参加したい生徒等の救済事業として推進する活動
- 指導者の候補、運営主体は学校部活動と同じ。平日の参加も可能
- ・運営主体は学校（拠点校）。生徒の在籍校との連携が必要

（※合同部活動、拠点校部活動の詳細については、市教育委員会発出の実施要項参照）

【地域展開】（社会教育活動）

○地域クラブ（生徒が希望する地域クラブを選択して活動）

- 部活動から地域展開したクラブ、または学校と連携し、国・県のガイドラインや市の指針等に則した活動（低廉な会費、学校部活動に準じた休養日や、活動時間の設定等）を行うクラブ。※既存のクラブチームとは異なる。
- 指導者の候補 地域の指導者、兼職兼業の許可を得た教職員等
- ・運営主体は、地域スポーツクラブ、民間事業者、保護者会、外部指導者 等
- ・まずは休日の活動から実践。（可能であれば平日も）

○民間のクラブ・スイミングクラブ・道場・絵画教室等

- 長崎市が進めるところの地域クラブではないが、地域展開として生徒の活動の場の一つになり得るものである。（独自の活動規定に沿って運営）

4 地域クラブ活動の運営

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、学校と連携し、学校部活動で担ってきたスポーツ・文化芸術の機会を地域で支えるという視点も有しつつ、地域ならではの新たな価値を創出することが重要である。学校・地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれる。

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 地域クラブ活動

- (ア) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、民間のクラブ、保護者・指導者等の組織や団体が運営主体を担い活動を行う。
- (イ) 学校が運営主体となる学校教育活動ではなく、社会教育活動として位置づける。ただし、学校と連携して活動を行うこととする。
- (ウ) 長崎市の認定を受ける際は、本指針に沿って活動することが条件となる。
(※P19・20「6 長崎市認定地域クラブの認定」参照)

イ 運営団体・実施主体

- (ア) 運営団体は、保護者会、総合型地域スポーツクラブ、NPO法人など、多様なものが想定され、課外クラブ振興会や複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する団体も想定される。
- (イ) 地域クラブの設立に当たっては、「運営主体」を事業者や団体等に依頼をするか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択する。市は保護者会に対して、運営団体や指導者の情報提供を行う。
- (ウ) 運営団体は、持続可能な運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わることとし、それを記した規約等を作成する。また、公正かつ適切な会計処理を行い、参加生徒の保護者等に対し、情報開示を適切に行うこと。
- (エ) 市は、地域クラブを設立する場合の助言等を行う。

ウ 指導者

(ア) 市は、地域連携（合同部活動・拠点校部活動）を行う部活動を中心に、部活動指導員の登用を進める。

(イ) 市は、地域クラブの指導者として、部活動指導員、課外クラブサポーターを想定（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）している。また、指導者はその種目の指導に必要な資格を取得している、または市が定める研修等を受講することを要件とする。

（※P17「5 長崎市認定地域クラブ活動指導者登録制度」参照）

(ウ) 現在、課外クラブサポーターがいない部活動については、クラブの活動方針に合った地域で指導できる方を探すとともに、県・市のエントリーシステム等の活用や各種団体と連携し、地域展開した際の指導者の確保に努める。

(エ) 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者として活動することができるよう、兼職兼業の許可の手続きの円滑化を図る。特に認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う。

また、中学校の教師だけでなく、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。

エ 適切な指導の実施

(ア) 市は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズにこたえられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

(イ) 地域クラブは、勝利至上主義に陥ることなく、参加者の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントを根絶することとする。

(ウ) 指導者は、原則として複数で指導（指導補助、見守り等を含む。）にあたることとし、生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うこととする。

オ 適切な休養日等の設定

地域クラブの活動について運営団体・実施主体は、学校部活動に準じ、原則として下記の活動時間と休養日を設定する。その際、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

○ 休養日

【休日のみ活動を実施する場合】

- ・原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付ける。※活動した場合は休養日を振り替える。（※指導者が休日しか参加できない場合は、平日に休養日を増やし、土曜日、日曜日の活動も可とする。ただし、生徒、保護者の理解を得ることとする。）

【平日も活動を実施する場合】

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設定。原則平日1日、土曜日及び日曜日は1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付ける。※休養日や家庭の日に活動した場合、休養日を振り替えるなど適切に設定する。

【学校の長期休業中】（休日のみ地域展開した場合は、平日は学校部活動を実施）

- ・休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 活動時間

- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、休養日及び活動時間を設定するにあたり、生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図り、円滑な活動を推進する。
- ・地域や学校の実情を踏まえた休養日及び活動時間等の設定については、地域行事への参加や、定期試験前後の一定期間等、休養日を設けること、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられることから、学校や地域との連絡・調整を図る。

カ 活動場所

- (ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共の施設だけではなく、部活動で使用していた地域の中学校施設を学校と連携して活用する。その際、効果的・効率的な管理を行うために学校との協議が必要である。
- (イ) 地域クラブ及び学校は、学校施設の円滑な活用を進めるため、地域クラブ活動の利用ルール等を策定する。
- (ウ) 市は、地域クラブに対して、学校施設や公共施設等の低廉な利用料や優先利用等を検討するなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを進める。
- (エ) 活動場所への移動については、徒歩または公共交通機関を利用することとする。公共交通機関での移動が難しい場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。
- (オ) 前記アからエまでについて、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理について

- (ア) **活動前の準備等**
 - ・活動を開始する前には、必ず健康観察を行い、健康状態を把握する。
 - ・活動施設、用具等については、その使用に際し安全確認を実施する。
- (イ) **活動中の留意事項**
 - ・生徒の発達段階や、一人ひとりの個人差、能力差に配慮した練習計画を作成し、活動内容がオーバーワークにならないように努める。
 - ・活動中は適切な練習時間と休憩時間を設定し、水分補給に留意する。
- (ウ) **熱中症の防止について**
 - ・高温、多湿時においては、暑さ指数（WBGT）等の数値をもとに、練習強度を軽くしたり、休憩を定期的に入れ、塩分、水分補給を確実に行うようにする。また活動時間の短縮、中止など柔軟に対応することとする。

(エ) **活動中のけが、事故等の対応について**

- ・けがや事故等に対して迅速、適切な対応ができるように、緊急対応マニュアルの作成、保護者や医療機関への緊急連絡先等を整備するなど、安全管理体制を構築する。
- ・活動中の事故に対しては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用外であるため、任意に加入している保険で手続きを行う。

ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (ア) 地域クラブ活動の経費については、原則受益者負担とするが、運営団体・実施主体は、従来の部活動からの極端な負担増にならないように、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- (イ) 市は地域クラブへの活動費の支援や、経済的に困窮する世帯への支援等について検討を進める。
- (ウ) 多様な財源の確保に向けて、協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税等の活用を図る。

ケ 事故等の対応と保険の加入

- (ア) 地域クラブ活動中の事故については、基本的には、運営団体はその責任を負うことになる。しかし、事故には様々な状況が想定され、施設・設備の瑕疵に起因する場合は、その管理者の責任となるケースや、大会の開催に関することについてはその大会の主催者の責任となることも想定される。トラブルや事故が発生した場合の事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルを作成するなど、迅速で的確な対応が可能となる体制を整える。
- また、事故や問題が発生した場合、学校や行政と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築することも重要である。

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法 2 条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

		(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所 (市区町村立中学校)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
		①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体 市区町村	市区町村 【国家賠償法 1 条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法 2 条】
	市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
(参考) 学校部活動		市区町村 【国家賠償法 1 条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

(参考) 「地域クラブ活動において事故が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて」

※国のガイドライン別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料より抜粋

(イ) 地域クラブ活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険など、任意の保険に加入することとする。

(ウ) 保険については指導者や参加生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨する。

コ 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供

生徒が自らの希望に合った地域クラブを選択できるようにするためには、地域クラブに関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要であり、ポスター、チラシ、HP、SNS等を活用し広報活動を行う。

(2) 学校との連携等

ア 学校は、地域クラブの設立に際し、活動方針等の共通理解を図るとともに、活動計画、活動内容、学校施設の使用や、活動のルール等について地域クラブと情報を共有する。

- イ 地域クラブと学校は、生徒の活動の様子など情報共有を綿密に行う。その際、生徒の保護者の同意を得ること等が必要になる。
- ウ 市は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して必要な指導助言を行う。
- エ 市及び校長は、地域で実施されている地域クラブの活動を、生徒・保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(3) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会の引率は、実施主体の責任者・指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し運用する。

イ 大会運営への従事

大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせることとし、人員が足りない場合は、大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

ウ 大会の参加

地域クラブにおいては、大会の参加回数に生徒や保護者の理解を得られるよう配慮するとともに、心身の負担が過重にならないように、適正な回数に精選するように努めること。また、各種大会の参加については、各大会により参加規定が定められているため、大会の主催者に確認を行うこと。

エ 大会等の安全確保

天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

オ 大会等の在り方

発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すこと。

また、大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進する。特に、認定地域クラブについては、国の定める要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。

5 長崎市認定地域クラブ活動指導者登録制度

指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為等の防止を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、長崎市認定地域クラブにおいて指導を行う指導者を登録する指導者登録制度を設ける。

(1) 登録要件

次のすべての要件を満たすものを、長崎市認定地域クラブ活動指導者として登録する。

暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さない。また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはない。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(2) 登録に必要な研修等 (①～⑦のいずれかの要件を満たすこと)

- ① 長崎市教育委員会主催の指導者向け研修を受講
- ② 長崎県教育委員会主催の指導者向け研修を受講
- ③ (公財)長崎県スポーツ協会主催の指導者向け研修を受講
- ④ 部活動指導経験がある教職員(退職者を含む)・部活動指導員・課外クラブサポーター
- ⑤ (公財)日本スポーツ協会公認の指導者資格を保有
- ⑥ スポーツ・文化芸術団体公認の指導者資格を保有

(3) 登録手続等 (提出書類は、P25の資料参照)

① 認定地域クラブの指導者は、(様式3)「長崎市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書」の全ての認定要件を満たしていることを確認し、必要事項を記入する。



② 認定地域クラブの指導者は、記入した(様式3)「長崎市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書」を、市教育委員会へ提出する。



③ 市で記載内容をチェックし、要件を満たしている場合には、長崎市認定地域クラブ活動指導者として登録する。
その際、研修受講予定の指導者に対しては、研修の受講案内等を行い、研修の受講終了後に指導者が市教育委員会に報告することとする。

※登録の有効期間は、最長4年間とする。

※申請内容に変更等があった場合は、市教育委員会に報告すること。

※登録の更新手続きは、認定時と同様に必要書類を市教育委員会に提出すること。

(4) 不適切行為への対応

① 認定地域クラブ指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブの運営団体・実施主体が当該指導者及び非該当を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認を行い、運営団体・実施主体のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市教育委員会に報告すること。

なお、報告を受けた際は、市教育委員会が必要に応じて改めて事案の事実確認を行うことも考えられる。

② 市教育委員会は、報告等により把握・確認した事実関係に基づき、認定地域クラブ活動指導者の登録抹消等の措置を講ずることもある。

6 長崎市認定地域クラブ活動の認定

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインにより示される要件等を満たした活動を認定することとする。

(1) 長崎市認定地域クラブ活動の要件

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（登録された指導者による指導）
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

具体的には、「長崎市認定地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを、長崎市認定地域クラブとして認定する。

○市の認定を受けると・・・

- ア 学校と協議し許可を得ることで、学校施設を利用して活動する
- イ 学校の新入生説明会や、新入生のオリエンテーション等で紹介する
- ウ 生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布する
- エ 市がホームページ等で地域クラブの紹介をする
- オ 条件を満たせば、認定地域クラブ対象の補助金交付等公的支援を受けることが可能となる

等のことが行えます。

※各種大会の参加については、各競技団体の参加規定を確認する必要があります。
詳細については各大会の主催者にお問い合わせください。

(2) 認定の手順 (提出書類は、P22～24の資料参照)

① クラブの代表者は、(様式2)「長崎市認定地域クラブ認定要件確認書」の全ての認定要件を満たしていることを確認し、必要事項を記入する。



② クラブの代表者は、(様式1)「長崎市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、(様式2)「長崎市認定地域クラブ認定要件確認書」、(様式3)「認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書」、規約等の写し、保険加入書の写し、参加生徒名簿を添付して、市教育委員会へ提出する。



③ 市で記載内容をチェックし、必要に応じてヒアリング等を行い認定要件を満たしていることを確認する。



④ 市は申請団体を「長崎市認定地域クラブ」として認定する。

※認定の有効期間は、認定を受けた年度の翌々年度末まで(最長3年間)とする。
※申請内容に変更等があった場合は、変更届を提出すること。
※認定の更新手続きは、認定時と同様に必要書類を市教育委員会に提出すること。

(3) 認定の取り消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- ① 不正な手段等により認定を受けたとき
- ② 指導助言等によっても、その改善がなされないとき
- ③ 認定地域クラブから認定取り消しの申出があったとき

(様式1) 長崎市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書

(様式1)

(あて先) 長崎市教育委員会

長崎市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書

団体・クラブ名					
代表者氏名					
代表者住所及び連絡先	〒	TEL :			
		E-mail :			
指導者名					
活動種目					
募集対象区域 (エリア)					
募集対象者 (○で囲む)	小学生未満	小学生	中学生	高校生	成人
参加者数	全体 名 (うち、中学生 名)				
主たる連携中学校名					
活動場所及び 活動時間、休養日等					
生徒1人当たりの年間 保護者負担額見込み	年会費/	円	保険料/約	円	
	月会費/	円	遠征費/約	円	その他/約 円
	年間計/約		円		
添付書類	① 長崎市地域クラブ認定要件確認書 (様式2) ② 長崎市認定地域クラブ指導者登録申請書 (様式3) ③ 団体の規約または会則等 ④ 任意保険加入の確認ができるもの (入金済み加入者一覧の写し等) ⑤ 参加生徒名簿				

- 1 長崎市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更 (軽微な変更を除く) が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 長崎市教育委員会及び関係学校からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

年 月 日 代表者氏名 _____

(様式2) 長崎市認定地域クラブ認定要件確認書

(様式2) 長崎市認定地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 長崎市に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。[※]
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

※ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 可能な限り低廉な参加費等が設定されているなど、営利目的を主とした運営でないこと。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
- 長崎市が定める研修を受講し、長崎市に登録された指導者が活動に携わること。
- 可能な範囲で、複数の指導者や保護者等の見守りが携わること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
・目的・運営主体（役員）・入退会・会費等・活動場所・活動時間、休養日・保険等
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 学校及び長崎市教育委員会と協議してクラブを立ち上げ、学校と連携して活動すること。
 - 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
 - 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。*
 - 長崎市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
 - 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、長崎市や学校との必要な連絡調整を行うこと。
- ※ 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

(様式3) 長崎市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書

(様式3)

長崎市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	S・H	年	月	日	
氏名		年齢 (申請時点)				歳	
住所	〒	E-mail					
		Tel					
指導可能な種目 (活動)							
指導歴							
研修受講 ^{*1} (該当するものの 番号を○で囲む)	1 長崎市教育委員会主催の指導者向け研修を受講 2 長崎県教育委員会主催の指導者向け研修を受講 3 (公財)長崎県スポーツ協会主催の指導者向け研修を受講 4 部活動指導経験がある教職員(退職者を含む)、部活動指導員、課外クラブサポーター 5 (公財)日本スポーツ協会公認の指導者資格を保有 6 スポーツ・文化芸術団体公認の指導者資格を保有 7 今年度中に、上記()番を受講(取得)予定 ^{*2}						
研修受講(予定) 保有資格・免許 ^{*3}							

※1 長崎市認定地域クラブの指導者に登録する者は、上記1～6のいずれかに該当すること。
 ※2 上記「7」を選択した場合、受講(取得)が済み次第、長崎市教育委員会に報告すること。
 ※3 上記「研修受講(予定)、保有資格・免許」欄に研修・資格等を具体的に記入すること。

誓約事項

私は、暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。
 また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 3 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

氏名 _____

(認定に関する参考URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6117.html>)